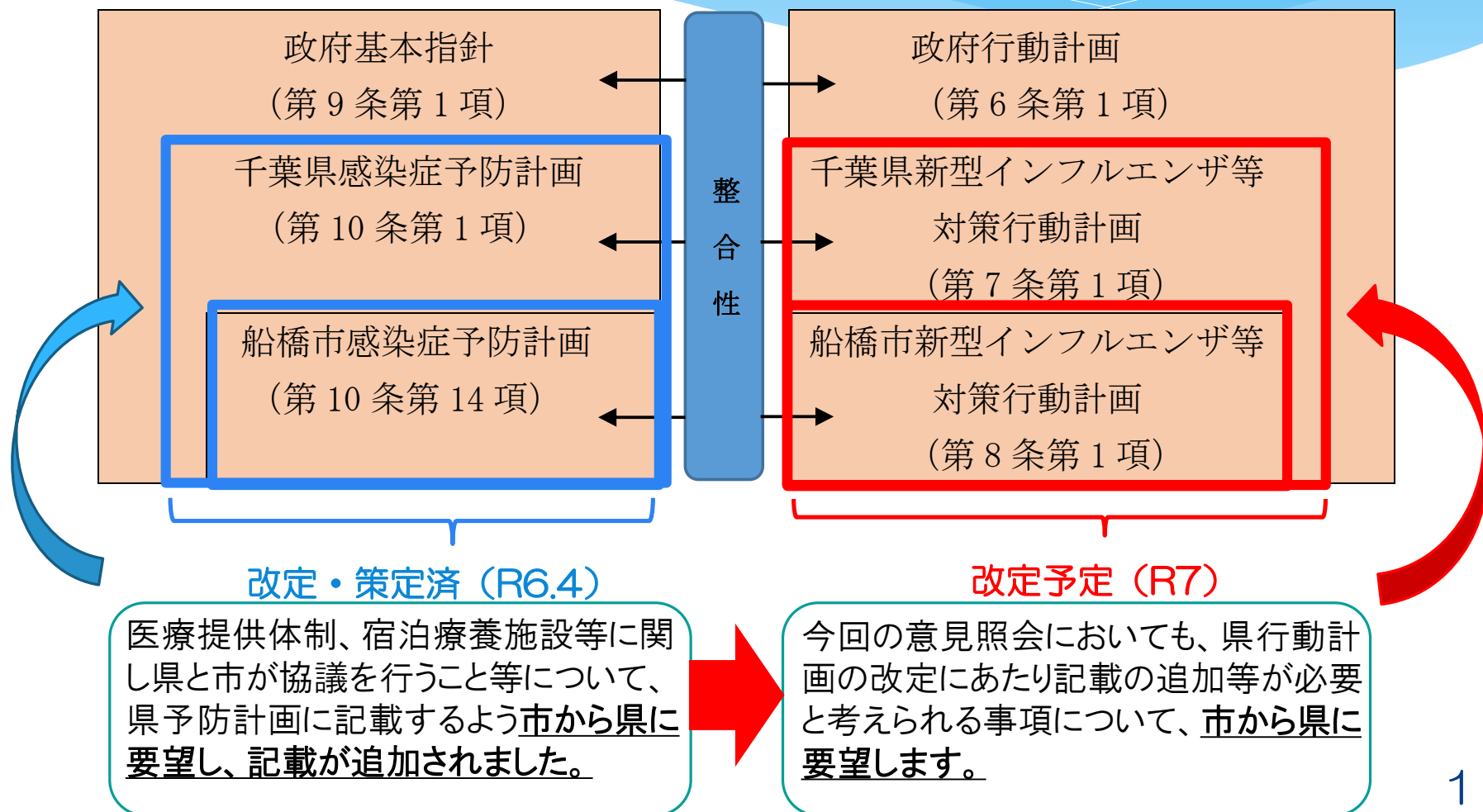


計画の位置づけ

感染症法

新型インフルエンザ 等対策特別措置法



行動計画と予防計画の違い

【新型インフルエンザ等対策行動計画】

※令和7年度改定予定

• 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法

• 計画策定の主体

政府、都道府県、市町村

• 概要

新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの

• 記載事項

①実施体制 ②サーベイランス ③情報収集・分析 ④情報提供・共有、リスコミ ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法、⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬国民生活・経済

新型インフルエンザ等感染症等の発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの

【予防計画】

※令和6年4月1日施行済

• 根拠法令

感染症法

• 計画策定の主体

都道府県・保健所設置市

• 概要

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの

• 記載事項（保健所設置市必須または任意の項目）

- 予防及びまん延防止
- 情報の収集、調査及び研究
- 検査の実施体制及び検査能力の向上
- 移送体制の確保・宿泊施設の確保
- 外出自粛対象者の療養生活等の環境整備
- 人権の尊重
- 人材の養成及び資質の向上
- 保健所の体制強化・緊急時における対応
- 目標に関する事項

感染症対策における基本的な事項を示すもの